

令和8年度チャレンジふくしま県民運動推進事業業務委託 公募型プロポーザル募集要領

本事業は、令和8年度の当初予算成立と復興庁の交付金の交付決定を前提に事業化された条件付き事業であるため、この条件を満たさなければ事業化されませんので、あらかじめご了承ください。

なお、これに伴い、本プロポーザル参加者または契約候補者において損害が生じた場合にあっては、当協議会においてはその損害について一切負担しません。

また、本募集要領に示す業務内容及び見積限度額は、令和8年4月上旬に事業開始することを前提としていますが、国の当初予算成立が遅れ、復興庁の交付金決定時期が後ろ倒しになる場合、実施期間の短縮、業務の一部及び数量の見直し等を行うことがあります。この場合、契約候補者と協議の上、業務内容及び契約金額（見積限度額を含む。）を変更する場合がありますのでご了承ください。

1 事業の目的

福島県民（以下「県民」という。）は、メタボリックシンドローム該当者の割合や喫煙率、がん死亡率など、健康指標が全国的に低位で推移しており、その改善が重要な課題となっている。一方で、これまでの取組により、食塩摂取量や野菜摂取量、歩数など一部の指標には改善が見られるものの、健康づくりを実践していない層や関心の低い層へのアプローチ、県民運動の認知度向上が課題となっている。

こうした状況を踏まえ、チャレンジふくしま県民運動推進協議会（以下「協議会」という。）では、「健康」をテーマに、「食」「運動」「社会参加」を3つの柱とした県民運動を展開し、無関心層を含めた幅広い県民の参加を促進するとともに、「発信」「魅力」「連携」を強化しながら、県民一人一人が楽しみながら実践できる取組を推進する。

本事業では、「ふくしまアートウォーキング」による気軽に取り組める健康づくりの実践機会の提供に加え、気軽に楽しみながら参加できる運動イベントの実施や、各種媒体を活用した効果的な情報発信を行うことにより、幅広い世代の参加と行動変容を促進する。これらの取組を通じて、交流や社会参加を促し、「人も地域も笑顔で元気なふくしま」の実現につなげることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 委託業務名
令和8年度チャレンジふくしま県民運動推進事業業務委託
- (2) 業務内容
別紙「令和8年度チャレンジふくしま県民運動推進事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 委託業務期間
契約締結日より令和9年3月31日まで
- (4) 委託費の上限
23,729,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

3 プロポーザルに係る事項

- (1) プロポーザル参加の条件
本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げている条件を全て満たしている者とする。

- ア 本公告に示した業務に技術上類似する業務を実施した実績があり、かつ、確実に履行できるものであること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている団体若しくは申立がなされている団体又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生法手続開始の申立をしている団体若しくは申立がなされている団体にあつては、当該手続の開始の決定を受けた直後に入札に参加することに支障がないと認められる団体であること。
- エ 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
- オ 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、福島県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規程に基づく入札参加制限中のものでないこと（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する場合に限る）。
- カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定によるもの）、または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。
- キ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体ではないこと。
- (2) 募集要領等の入手方法
募集要領及び企画提案書様式等については、チャレンジふくしま県民運動推進協議会事務局（福島県文化スポーツ局文化振興課（以下、「文化振興課」という。））ホームページからダウンロードして入手してください。なお、窓口又は郵送等での配布は行いません。
文化振興課HP：
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11055a/kenminundou.html>

4 質問等の受付

質問については、以下により受け付けます。

- (1) 受付期限
令和8年3月12日（木）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法
質問書（第1号様式）により、「13 問合せ先及び各種書類の提出先」に電子メール又はFAXにより提出してください。
件名は「【質問】令和8年度チャレンジふくしま県民運動推進事業業務委託」とし、メール又はFAXで送信後、電話にて送信した旨をお知らせください。なお、電話による質問の受付は行いません。
- (3) 回答方法
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和8年3月13日（金）までの間に、文化振興課ホームページに公表します。なお、個別の回答は行いません。

5 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加する意思のある者は、「令和8年度チャレンジふくしま県民運動推進事業業務委託」公募型プロポーザル参加表明書兼誓約書（第2号様式）を下記期限までに提出してください。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

- (1) 提出期限
令和8年3月17日（火） 午後5時まで（必着）

(2) 提出先

「13 問合せ先及び各種書類の提出先」のとおり

(3) 提出方法

参加表明書（第2号様式）を電子メール又はFAXにより提出してください。
件名は「【参加表明書】令和8年度チャレンジふくしま県民運動推進事業業務委託」とし、メール又はFAXで送信後、電話にて送信した旨をお知らせください。

6 業務委託予定者の選定

(1) 選定方式

公募型プロポーザル（書面審査）

(2) 審査方法

業務委託者の選定は、別途設置する「プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」）が行います。審査委員会は、提案書等を書面審査し、これを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定します。

なお、プロポーザル参加者が1社の場合、前審査委員の合計得点の平均が6割以上であることを業務委託者選定の条件とします。

また、総得点が同点となった場合、審査委員会による協議の上、業務委託予定者を決定します。

本プロポーザルは説明会を実施しないため、本募集要領や仕様書を確認のうえ参加してください。（審査基準は下記参照）

(3) 審査基準及び配点

| 審査項目 | 評価の視点 | 配点 |
|------------------|--|------|
| 業務理解等 (10点) | 本事業の目的や業務内容を理解し、意欲的な提案となっているか。 | 10点 |
| 業務遂行能力等 (20点) | 業務を遂行するための体制が十分に整っているか。 | 5点 |
| | 委託業務完了まで業務を円滑に遂行できる計画となっているか。 | 10点 |
| | 過去の類似業務の実績を踏まえた業務遂行能力が認められるか。 | 5点 |
| 企画提案内容 (70点) | 「県民運動」及び各事業（「ふくしまアートウォーキング」等）の趣旨を的確に理解し、県民が実践可能かつ効果的な提案となっているか。 | 20点 |
| | 県民の誰もが簡単に楽しみながら実践でき、特に健康無関心層の興味・関心を喚起し行動変容につなげる工夫がなされている提案となっているか。 | 15点 |
| | 媒体特性を踏まえた効果的な情報発信となっており、ターゲット層への訴求及び参加行動の促進につながる内容となっているか。 | 15点 |
| | 協議会の構成団体や関係団体との連携が十分に図られる内容となっているか。 | 15点 |
| | 事業費の積算は適切か。 | 5点 |
| 審査点 | 合計 | 100点 |

7 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加する意思のある者は、「5 参加表明書の提出」による手続きを行った上で、企画提案書を提出してください。

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書及び工程表
(様式任意。日本産業規格 A 4 版とする。)
 - イ 事業経費積算書 (様式任意。日本産業規格 A 4 版とする。)
 - ウ その他企画提案を説明するのに必要な書類
 - エ 会社概要 (第 3 号様式) と直近 2 年分の決算書又は事業報告書 (収支状況がわかるもの)
 - オ 業務実施体制書 (第 4 号様式)
 - カ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書 (第 5 号様式)
- (2) 提出部数
 - ア～オ… 6 部 (正本 1 部、副本 5 部)、カ… 1 部 (正本 1 部)
- (3) 提出期限
 - 令和 8 年 3 月 2 4 日 (火) 午後 5 時まで (必着)
- (4) 提出先
 - 「13 問合せ先及び各種書類の提出先」のとおり
- (5) 提出方法
 - 郵送又は持参により提出してください。

8 企画提案書の内容

企画提案書は、別紙仕様書に基づき作成してください。

9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

- (1) 失格又は無効
 - 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合があります。
 - ア 提出期限を過ぎて応募申込書が提出された場合
 - イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
 - ウ 提出書類に不備があった場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - オ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者 (役員) が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
 - カ 本募集要領に違反すると認められる場合
 - キ その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (2) 複数提案の禁止
 - プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出を行うことはできません。
- (3) 辞退
 - 提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届 (任意様式) を提出してください。
- (4) 費用負担
 - プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とします。
- (5) その他
 - ア 参加者は、参加表明書の提出をもって本募集要領の記載内容を承諾したものとみなします。
 - イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
 - ウ 提出された企画提案書等は、返却しません。
 - エ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例 (平成 1 2 年条例第 5 号) に基づく情報公開請求の対象となります。
 - オ 提案書を提出した後に提案を追加することは認めません。

カ 契約の相手方の決定後、契約対象となる業務内容は、企画提案書の記載内容に拘束されるものではないものとします。

キ 仮に、実施計画書の内容を実施できない場合には、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能ですが、実施できなかった場合には業務実施不可能となりますので、委託料が減額となることがあります。

10 審査結果について

(1) 結果通知

審査の結果は、採用、不採用に関わらず、後日書面により通知します。

(2) その他

ア 提出のあった書類等については、企画案の採用、不採用に関わらず返却しません。

イ 採用した企画提案内容を一部変更する場合があります。

ウ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。

エ 選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して7日（休日を除く）以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行います。

11 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

業務委託予定者と県が協議し、委託契約に係る使用を確定した上で契約を締結します。仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおり反映されない場合もあります。

(2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果による仕様書に基づき、改めて随意契約により業務を委託するための見積書を徴取し、決定します。

(3) 契約保証金について

業務委託予定者は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第228条の規定により契約保証金を納めることとします。ただし、福島県財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部または一部の納付を免除します。

(4) その他

業務委託予定者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、または交渉の結果契約締結までに至らなかった場合、その者とは契約の締結を行わないことがあります。

この場合は、次点者と契約の締結交渉を行います。

12 主なスケジュール

| | |
|-------------|---------------------|
| 令和8年3月9日（月） | 公告（募集要領のHPによる公表） |
| 3月12日（木） | 質問書の提出期限（午後5時まで） |
| 3月13日（金） | 質問回答 |
| 3月17日（火） | 参加表明書の申込期限（午後5時まで） |
| 3月24日（火） | 企画提案書等の提出期限（午後5時まで） |
| 3月25日（水） | 書面審査 |
| ～3月27日（金） | |
| 3月30日（月） | 書面審査結果の通知 |

13 問合せ先及び各種書類の提出先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号（本庁舎5階）

チャレンジふくしま県民運動推進協議会事務局

（福島県企画調整部文化スポーツ局文化振興課）担当：佐藤

電話：024-521-8633

FAX：024-521-5677

E-mail：kenminundou@pref.fukushima.lg.jp